

精神機能の障害により識別符号付与業務を適正に実施するに当たつて必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができる者

へ 法第十三条、法第十四条又は法第十五条第二項の規定による処分を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該処分の日から起算して五年を経過しない者を含む。）

ト 法人でその役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業者のうちにイからエまでのいずれかに該当する者があるもの

異性交際希望者が児童でないことを確認する方法その他の識別符号付与業務の適正な実

一 ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二 ② 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して五年を経過しない者
三 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者
四 ④ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 号) 第二条第三項に規定する識別符号をい
う。以下同じ。) を付し、インターネットを
利用してその送信を受けること。
五 インターネット異性紹介事業者が、第一号
又は第二号に掲げるいずれかの方法により児
童でないことを確認して識別符号を付する業
務(以下「識別符号付与業務」という。)を他
の者に委託している場合にあつては、異性紹
介希望者から送信を受けた識別符号につい
て、当該委託を受けた者に照会すること等の
方法により、その者が付したものであること
を確認すること。

口 住所、電話番号、電子メールアドレスその他連絡先に係る情報

二 異性交際希望者の求めに応じ、他の異性交際希望者からの特定情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて当該求めに係る異性交際希望者に伝達する業務

三 異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して他の異性交際希望者に特定情報を伝達することができるようにする業務

(本人を特定する事項の確認の方法)

第六条 法第十一條のただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認することとする。ただし、

二 利用してその年齢又は生年月日を送信する
う求め、当該年齢又は生年月日により当該異
性交際希望者が児童でないことを確認する
と。

二 異性交際希望者に対し、インターネットを
利用して児童でないかどうかを問い合わせ、
その回答により当該異性交際希望者が児童で
ないことを確認すること。

前項に規定する「特定情報提供役務」とは、
次に掲げるものをいう。

一 異性交際希望者の求めに応じ、次に掲げる
情報（以下「特定情報」という。）をインターネ
ットを利用して公衆が閲覧することがで
きる状態に置いてこれに伝達する役務

イ 異性交際希望者と他の異性交際希望者が
出会うために指定する日時及び場所に係る

施を確保するため必要な事項に関する規程を定め、これを公表しており、識別符号付与業務を実施するに当たり当該規程を遵守するとの認められるものであること。

三 当該インターネット異性紹介事業者との委託に係る契約において前号に規定する事項を明らかにしているものであること。

第一項の規定にかかるらず、特定情報提供義務の提供を受けない異性交際希望者については、次に掲げるいづれかの方法により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すれば足りる。

第八条 法第十四条及び法第十五条第二項第二号に規定する命令は、別記様式第五号の命令書により行うものとする。

(**処分移送通知書の様式**)

第九条 法第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

(**報告等の要求**)

第十条 法第十六条に規定する報告又は資料の提出は、別記様式第七号の報告等要求書により求めるものとする。

(**国家公安委員会への報告事項等**)

第十一條 法第十七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

その住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。

法第十一条ただし書に規定する本人を特定する事項の確認の方法は、インターネット異性紹介事業者が前項の確認を受けた異性交際希望者に対し識別符号を付している場合にあつては、当該異性交際希望者からインターネットを利用してしてその識別符号の送信を受けることをもつて足りる。

(指示の方法)

次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。

一 異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受ける場合 当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日並びに当該クレジットカードの番号及び有効期限の申出を受けるとともに、当該クレジットカードを発行した者に対して当該クレジットカードが有効であることを確認すること。

二 異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座からの振替の方法により料金の

合 報告する場 事項		規 定による届出を受けた場合	規 定による届出を受けた場合	規 定による届出を受けた場合	規 定による届出を受けた場合	規 定による届出を受けた場合
一 法第七条第一項の事項	一 法第七条第一項各号に掲げる届出受理番号	四 インターネット異性紹介事業を開始しようとする年月日	四 インターネット異性紹介事業を開始しようとする年月日	一 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	一 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	二 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二 法第七条第一項の規定による届出を受けた場合	二 法第七条第一項の規定による届出を受けた場合	三 インターネット異性紹介事業を廃止した場合には、廃止年月日及び廃止の理由	三 インターネット異性紹介事業を廃止した場合には、廃止年月日及び廃止の理由	二 法第七条第一項の規定による届出を受けた場合	二 法第七条第一項の規定による届出を受けた場合	二 法第七条第一項の規定による届出を受けた場合
三 法第十一章の規定による届出を受けた場合	三 法第十一章の規定による届出を受けた場合	四 届出事項に変更があった場合は、当該変更による変更年月日、変更事項及び変更の理由	四 届出事項に変更があった場合は、当該変更による変更年月日、変更事項及び変更の理由	五 处分番号	五 处分番号	六 处分の種別及び内容
四 法第十七章第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	四 法第十七章第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。	一 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	一 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	二 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	二 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	三 法第十一章の規定による届出を受けた場合
五 当該違反行為又は当該処分に違反した年月日の内容	五 当該違反行為又は当該処分に違反した年月日の内容	一 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	一 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項	二 法第七条第一項の規定による届出に係る届出受理番号	二 法第七条第一項の規定による届出に係る届出受理番号	三 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項
六 登録の申請	六 登録の申請	四 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項	四 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項	五 当該違反行為又は当該処分に違反した行為付して、国家公安委員会に提出しなければならない。	五 当該違反行為又は当該処分に違反した行為付して、国家公安委員会に提出しなければならない。	七 登録の申請
七 登録の申請	七 登録の申請	八 登録」という。)を受けようとする者は、別記様式第八号の登録申請書に次に掲げる書類添付して、国家公安委員会に提出しなければならない。	八 登録」という。)を受けようとする者は、別記様式第八号の登録申請書に次に掲げる書類添付して、国家公安委員会に提出しなければならない。	九 登録の申請	九 登録の申請	十 登録の申請

附則（令和元年一〇月二四日國家公安委員會規則第八號）

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。ただし、第十一条中国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第一号）の項の改正規定は、公布の日から施行する。

この規則の施行の際現に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二十条第一項の規定により備え付けているこの規則による改正前の運転代行業法施行規則第十三条第二号に掲げる書面は、この規則による改正後の運転代行業法施行規則第五条第二号に掲げる書面とみなす。
この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一二月二八日國家公安委員會規則第一三號）
施行期日

第二条 (経過措置) この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式第1号（第1条関係）

別記様式第2号（第2条関係）

取扱規約登録番号(第2回登録)			
会社登録月日		年	月
会社登録郵便番号		会社登録番号	
事 実 業 動 組 合		()	
インターネット属性会員登録を利用して「登録料金を負担する行為の規制等に関する法律」第7条第2項の規定により規制します。			
年 月 日			
公安委員会		届出者の氏名又は名称及び住所	
(ふりがな) 氏名又は名称			
性 別			
(ふりがな) 氏名又は名称			
性 別			
登録者の所在地			
現 住 所			
現 住 所 の 事 業			

記載要領
1 「当印鑑には、記載しないこと」
「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、

別記様式第3号（第2条関係）

別冊様式第3号(第2回定期)	
その1	空港管理部
	年 月 日
	出港受付番号
	()
届 事 項 実 施 出 書	
インターネット属性を含む乗客情報を利用して危険物を隠す行為の規制に関する法律第7条の規定に従事申します。 年 月 日	
公 会 员 会 務 届 申 請 役員者の氏名又は名称及び住所	
(ふりがな) 氏名 又は名称	
(ふりがな) 氏名 又は名称	
登録申請書提出する場合に使用する押印	
署名	
審査所の所在地	
署名 年 月 日	
変更の事由	

その2	
(既存は名物及び特有に必要があった場合)	
既存のもの	既存のもの
既存は名物	既存は名物
既存	既存
既存のもの	既存のもの
既存は名物	既存は名物
既存	既存
(既存は既存で使用する場合に使用する時特に必要があった場合)	
既存のもの	既存のもの
既存	既存
既存のもの	既存のもの
既存	既存
(新規のもの等専用に必要があった場合)	
新規のもの	新規のもの
新規	新規
新規のもの	新規のもの
新規	新規

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第4号（第7条関係）	
その1	
届け先を 受けける 者	年次書 年月日 内閣 公安委員会
上記の者に対して、インターネット異性紹介事業を利用して元妻を誘引するための説明書に對する法律第13条又は第15条第2項第1号の規定により、下記のとおり掲示する。	
記	
表示の内容	

別記様式第5号（第8条関係）

別記様式第5号（第8条関係）	
その2	
指示の理由	
記載事項	
1. 表示を受けける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名又は名称を記載すること。 2. 表示を受けける者が個人である場合は、別紙に記載した上、これと添付すること。	
この部分に不適切あるときは、划分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、 公安委員会へお問い合わせください。	
参考：同様の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

別記様式第5号（第8条関係）	
その1	
届け先を 受けける 者	年次書 年月日 内閣 公安委員会
上記の者に対して、インターネット異性紹介事業を利用して元妻を誘引するための説明書に對する法律第13条又は第15条第2項第1号の規定により、下記のとおり掲示する。	
記	
表示の内容	

別記様式第5号（第8条関係）	
その2	
表示の理由	
記載事項	
1. 表示の文字は、縦書きで記すこと。 2. 表示を受けける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名又は名称を記載すること。 3. 表示の欄に記載しないときは、別紙に記載した上、これと添付すること。	
この部分に不適切あるときは、划分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、 公安委員会へお問い合わせください。	
参考：同様の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

別記様式第6号（第9条関係）

契約登録番号(第9号各欄)	
免 分 銀 行 送 通 知 書 年 月 日	
公 告 委 員 会	
支 先 事 件	
イニシエーター銀行の書類を利用して業者を操作する行為等の規制に関する 各種規制(第1項)、(第2項)並びに(第3項)において適用する場合を除む。)の規定により 以下の事由について免分通知書類を送付する。	
(ふりがな) 氏名(ふりがな) 姓 名	
(ふりがな) 法人名(ふりがな) その代表者の氏名	
(ふりがな) 広告又は宣伝を する場合に使用 する時	
事務所の所在地	
區 分 に 依 る 事 業 の 要 求	
備 考	

記載要領
① 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合には、それら全件の呼称）を記載すること。
② 「事務所の所在地」欄には、事業の本拠となる事務所の所在地を記載すること。

別記様式第7号（第10条関係）

その1		第一号 報告等請求書
		年月日
		公安部委員会
署名を 受け取る 者	性別又は性別 名前	
署名を 受け取る 者	氏名又は名前	
<p>上記の者が対して、インターネット属性紹介事業を利用して次項を説明する場合、報告の規制等に関する法律第16条の規定により、下記のとおり資料の提出を求めるので、該当する資料を提出せられたい。</p>		
記		
要求の内容		

Page 1

その2

	要 求 の 理 由
被 告 の 姓 名 提出	<p>1 不審な人物です。相手がどこにいるのか、何をやっているのか、何を目的としているのか、何を企てるのか等、何らかの問題がある場合には、「姓名は公用、特にその代名も含めて記載して下さい」。</p> <p>2 被告の本籍地を記載して下さい。</p> <p>3 被告の本記載して下さい。</p> <p>4 他の部分に記載するときは、気分があつたことを知った日(即日)から起算して2か月以内に提出する旨を明記して下さい。</p> <p>5 本件を公表する場合は、本件を公表する旨を明記して下さい。</p>
	署名
	日付

尚ほ、同様の入力をは、日本語表示相互通じます。

別記様式第8号（第12条関係）

別記様式第9号（第13条関係）

別刷表様式九号（第13回開）	
申告者登録番号	年　月　日　受付理番号
申　報　様　変　更　届　出　書	
インターネット販売取引サービスを利用して営業を操作する行為の規制に関する法律第18条第3項の規定による届出をします。	
年　月　日	
国家公安委員会 指定	
届出者の氏名又は名称及び住所	
(ふりがな) 氏名又は名称	
済み情報提供業 運行管理業者 小売業者	
支店年月日	
要變更事由	
(氏名又は名称) (住所) (市町村に変更があった場合は)	
(ふりがな) 氏名又は名称	
又は名前	
住　所	
(ふりがな) 氏名又は名称	
又は名前	
住　所	

その2	
(他の代表者の氏名に変更があった場合)	
代 表 者	姓 氏 名 姓 氏 名
(新規提供業者と乙の事務所の所在地に変更があった場合)	
事 務 所	地 址 地 址

記載必須
1 用印欄には、記載しないこと。
2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別冊形式(表紙)(第15回問題)		年 月 日		受理番号	
受理年月日					
説 明 種 別 姓 氏 落 休 暫 申 出 番					
インターネット属性専用を利用して児童を誘致する行為の規制等に関する法律は第1項の規定により説明書類供託義務を課すものと定めます。					
令 年 月 日					
国民公安委員会 総 届出者の氏名又は名称					
「ひがしながら」 氏名又は名称 性別 年齢					
「ひがしながら」 法人について その代表者の氏名					
再発行申請の際 再び行財政課 所 在 施					
申立 年 月 日					
申立の期間					
休止 の 事 由					

記載要領
1 各用欄には、記載しないこと。
2 不要の文字は、隙間で消すこと。
3 表示の意味が不明なときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
4

問取登録式第1号（要記載問題）	
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇号	
西　暮　命　書	
年　月　日	
附 国家公安委員会	
<p>お名前　住居又は通所 姓氏　氏名又は姓称 者　氏名又は姓称</p> <p>上記の者に対し、インターネット質問申込書を利用して免證を提出する際の指摘等に際して法律第3条の規定により、下記のとおり命令する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>命令の内容</p>	

別記様式第12号（第17条関係）

その2	
取消しの理由	

記載事項
1. 通知を受け取る者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
2. 所定の欄に記載しないときは、別紙に記載のこと。記入欄に記載したこと。

この欄に不正確があるときは、別分がつっこむかたの部から起算して3ヶ月以内に当該公文書を提出する旨の届出書類を提出することができます。

備考 用紙の大きさは、日本語用紙用紙A4とすること。

別記様式第13号（第18条関係）

第12号 登録取消通知書 年月日 国家公安委員会	
通知者 住所又は郵便番号 受ける者 氏名又は名称	
上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して災害を誘引する行為の規制等に関する法律第26条の規定により、登録引情報提供機関としての登録を取り消しのうえ、下記のとおり通知する。 記	
取消しの理由	

記載事項
1. 通知を受け取る者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
2. 所定の欄に記載しないときは、別紙に記載のこと。

この欄に不正確があるときは、別分がつっこむかたの部から起算して3ヶ月以内に当該公文書を提出する旨の届出書類を提出することができます。

備考 用紙の大きさは、日本語用紙用紙A4とすること。

第13号 報告等請求書 年月日 国家公安委員会	
請求者 住所又は郵便番号 受ける者 氏名又は名称	
上記の者に対して、インターネット異性紹介事業を利用して災害を誘引する行為の規制等に関する法律第26条の規定により、下記のとおり報告等請求書類の提出を求めるので、該当する資料を提出 記	
請求の内容	

その2	
要求の理由	
報告等請求提出の期間	

記載事項
1. 通知の方法は、複数で可とす。
2. 要求をされる者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
3. 所定の欄に記載しないときは、別紙に記載のこと。

この欄に不正確があるときは、別分がつっこむかたの部から起算して3ヶ月以内に当該公文書を提出する旨の届出書類を提出することができます。

備考 用紙の大きさは、日本語用紙用紙A4とすること。